

草加市教育委員会会議録

令和元年第6回定例会

令和元年草加市教育委員会第6回定例会

令和元年6月25日(火)午前9時から

草加市役所西棟5階第2会議室

議 題

第27号議案	草加市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
第28号議案	草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
第29号議案	草加市公民館運営審議会委員の委嘱について
第30号議案	草加市立図書館協議会委員の任命について
第31号議案	県費負担教職員の人事の内申について
第18号報告	県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
第19号報告	草加市奨学資金貸付審査会委員の委嘱の報告について
第20号報告	草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
第21号報告	令和元年草加市議会6月定例会に係る報告について

出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み

説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	本 間 錦 一
教育総務部副部長	福 島 博 行

教育総務部副部長	野	川	雄	一
総務企画課長	山	崎	浩	一
学務課長	菅	野	光	三
指導課長	河	野		健
教育支援室長	坂	本	拓	也
中央公民館長	上	野	恭	正
中央図書館長	長	澤	富	美子

事務局

名	倉	毅
山	岸	亮

傍聴人 0人

午前9時 開会

開会の宣言

高木宏幸教育長 ただ今から、令和元年教育委員会第6回定例会を開催いたします。

前回会議録の承認

高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

——— 前回会議録の朗読 ———

高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありました、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

高木宏幸教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

議事審議

高木宏幸教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件も含めまして議案が5件、報告が4件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくをお願いいたします。

第31号議案 県費負担教職員の人事の内申について

高木宏幸教育長 初めに、本日、追加提出いたしました第31号議案につきましては、人事に関わる事柄でございますので、秘密会で行うとともに、会議冒頭で審議してまいりたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 それでは、第31号議案につきましては、初めに審議することとし、秘密

会とさせていただきます。説明の方のみお残りいただき、説明者以外は、ご退席をお願いいたします。

_____ 執行部退席 _____

_____ (秘密会) _____

_____ 執行部着席 _____

高木宏幸教育長 審議を再開いたします。審議結果について報告させていただきます。

第31号議案につきましては、審議の結果、可決となりました。

第27号議案 草加市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について

高木宏幸教育長 次に、第27号議案につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 草加市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてでございます。

本議案は、草加市立小中学校通学区域審議会委員に欠員が生じたことに伴い、草加市立小中学校通学区域審議会条例第3条の規定により、委員を委嘱するものでございます。

委嘱する委員につきましては、名簿にございます保護者の代表者でございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第27号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第27号議案については、可決といたします。

第28号議案 草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について

高木宏幸教育長 次に、第28号議案につきまして、指導課長より説明させます。

説明員 草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命についてでございます。

本議案は、草加市いじめ問題対策連絡協議会委員に欠員が生じたことに伴い、草加市いじめ

問題対策連絡協議会等条例第3条の規定により、委員を委嘱及び任命するものでございます。

辞任委員4人に対し、委嘱及び任命する者は、名簿に記載されている4人でございます。選出区分の内訳は、保護者の代表者1人、教育委員会が必要と認める者2人、市職員1人でございます。

参考資料は、新規4人を含む全16人の委員名簿でございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 新任の方が4人ということで、3番の草加市PTA連合会から選出された方の役職等が分かれば教えてください。それから、10番の方は人権教育推進協議会からの推薦ですが、どのような役職なのでしょう。また、12番、草加市教育研究会から36歳の方を委嘱ということですが、この方も草加市教育研究会でどのような役割されているのか、分かれば教えていただければと思います。

説明員 3番の柴田様でございますが、草加市PTA連合会からの推薦で、草加市PTA連合会の理事を務めていらっしゃいます。また、松江中学校のPTA会長も務めていらっしゃいます。

次に、10番の森先生でございますが、草加市人権教育推進協議会からの推薦で、現在、草加中学校の教頭を務めておられて、教頭会の立場から人権教育担当ということで推薦されたものでございます。

最後に、12番の大貫先生ですが、草加市教育研究会からの推薦で、稲荷小学校の生徒指導主任で、生徒指導担当からの立場での推薦でございます。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第28号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第28号議案については、可決といたします。

第29号議案 草加市公民館運営審議会委員の委嘱について

高木宏幸教育長 次に、第29議案につきまして、中央公民館長より説明させます。

説明員 草加市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成30年6月1日付けで委嘱をしている公民館運営審議会委員のうち、2人について、推薦団体である草加市小学校長会及び獨協大学からそれぞれ交代の申し出があったことから、草加市公民館運営審議会条例第3条及び第4条第2項の規定により、新たに委嘱を行うものでございます。

委嘱する委員は、学校教育の関係者として、草加市小学校長会から推薦されました嶋田弘之氏及び学識経験のある者として、獨協大学から推薦された梶原祐子氏でございます。

なお、退任されました委員につきましては、草加市小学校長会から推薦されていた今泉正之氏及び獨協大学から推薦されていた羽田洋一氏でございます。

任期につきましては、令和2年5月31日までの残任期間となります。

また、女性委員が増えることから、女性委員の構成割合につきましては、23%となります。説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

小澤尚久委員 獨協大学の梶原先生の専攻や学部など、分かる範囲で教えていただければと思います。

説明員 所属はエクステンションセンターになります。課長補佐と伺っており、教授等ではなく、事務系の職員ということになります。

村田悦一教育長職務代理者 確認させていただきたいのですが、新しく獨協大学から推薦ということで、12番の方は、東京学芸大学から推薦をいただいていると、同じように理解してよろしいのでしょうか。

説明員 12番の後藤先生につきましては、東京学芸大学の先生をされていた方で、今は推薦ではなくて、ご本人にこちらから直にお願いをしております。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第29号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第29号議案については、可決といたします。

第30号議案 草加市立図書館協議会委員の任命について

高木宏幸教育長 次に、第30号議案につきまして、中央図書館長より説明させます。

説明員 草加市立図書館協議会委員の任命についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、平成30年6月1日付けで任命を行った草加市立図書館協議会委員に欠員が生じたことに伴い、草加市立図書館協議会条例第3条及び第4条第2項の規定により委員を任命する必要を認めためてでございます。

新たに任命する委員でございますが、名簿のとおりでございます。新たな委員の選出区分は、同条例第3条から、学校教育の関係者2人、家庭教育の向上に資する活動を行う2人で、計4人でございます。

また、任期につきましては、同条例第4条第2項に基づき、前任者の残任期間としまして、令和2年5月31日までとなります。

参考資料に、新任の委員4人を含めました全12人の名簿がございますので、ご覧ください。女性委員の構成割合につきましては、66.6%から58.3%となりました。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第30号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第30号議案については、可決といたします。

第18号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

高木宏幸教育長 次に、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第18号報告につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 令和元年5月の県費負担教職員の人事についてご報告をいたします。

育児休業が小学校教諭4件、中学校教諭1件でございました。取得した職員は5件とも女性でございます。

発令につきましては、欠員補充が小学校教諭1件、小学校栄養職員1件、中学校教諭2件でございます。

代替が、小学校産休代員2件、小学校育休代員1件でございます。

任期付職員でございますが、小学校教諭3件、中学校教諭1件でございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 先月の報告では、年度当初で欠員はいないということで、定数は満たされているということでしたが、5月に欠員補充が4件あるということについて、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

説明員 小学校、中学校教諭ともにですが、3月末に保留学級がございました。それによって発令が遅くなったものでございます。また、小学校栄養職員についても同様に、加配の連絡が3月末にありまして、最も早い5月1日付けの発令ということになりました。

村田悦一教育長職務代理者 4月には、例えば小学校教諭の1件は、5月の発令までは担任がいなかったのですか。あるいは、市で臨時職員として採用していたのか、分からないので教えてください。

説明員 定数内の教員がおりましたので、そちらの者が担任をしておりました。中学校も、特別支援学級の担任ということで、指導についての支障はございませんでした。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第18号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第18号報告については、承認といたします。

第19号報告 草加市奨学金貸付審査会委員の委嘱の報告について

高木宏幸教育長 次に、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第19号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

説明員 草加市奨学資金貸付審査委員会委員の委嘱につきまして、ご報告させていただきます。

奨学資金貸付審査会委員は、奨学資金貸付条例第13条第2項の規定に基づき、学校長と知識経験者の4人以内で構成され、現在の4人は令和元年6月30日までの任期となっております。今回、令和元年7月1日からの委員につきまして、選出いただいている団体に対し、委員のご推薦を依頼しましたところ、4人の方々をご推薦いただいたことから、ご報告するものでございます。

4人の方々につきましては、再任が2人、新任が2人でございます。

なお、任期につきましては、令和元年7月1日から2年間でございます。

説明は以上でございます。

第20号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

高木宏幸教育長 次に、第20号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告をさせていただきます。

内容は、諮問事項(1)、障がいがあると思われる児童、生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童、生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

特別な教育措置1、6月7日実施の第1回草加市障害児就学支援委員会の審議結果でございます。

調査依頼人数、調査実施人数は、小学校在籍児童7人でございます。

次に、2、障がいの種類の判断でございます。知的障害が1人、情緒障害等が6人でございます。

続きまして、3、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

知的障害と判断された1人は、知的障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

また、情緒障害等と判断された6人のうち、3人が発達障害、情緒障害の通級指導教室での指導を受けながら、通常学級で指導することが望ましいと判断され、それ以外の3人は自閉症、情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

次に、特別な教育措置2、通級による指導、ことば・きこえでございます。

調査依頼人数、調査実施人数は、小学校在籍児童3人でございます。

調査審議の結果、言葉に障がいがあると思われる児童は3人ございました。

障がいの種類の判断は、構音障害が2人、言葉の発音の問題ではなく、他の障がいに伴う全体的な発達による障がいとの判断が1人でございます。

教育的支援につきましては、要観察が1人、要指導が1人、他障がいが1人ございました。

諮問事項(2)、障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援について報告させていただきます。

今回の調査依頼人数、調査実施人数は1人で行いました。

障がいの種類の判断は、肢体不自由で行います。

教育的支援につきましては、肢体不自由の特別支援学校で指導することが望ましいで行いました。

説明は以上で行います。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

加藤由美委員 諮問事項(1)の特別な教育措置1について、調査を実施した学年が分かれば教えてくださいと思います。

説明員 学年で行いますが、知的障害の1人は5年生で行います。

情緒障害等で、通級指導教室で指導を受けながら通常学級で指導するのが望ましいの3人は、2年生が2人、4年生が1人で行います。

また、自閉症、情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいの3人は、1年生が1人、2年生が1人、6年生が1人で行います。

小澤尚久委員 通級指導教室と判断された、2年生と4年生の児童、また特別支援学級と判断された6年生の児童がいますが、それぞれ今までは支障なく過ごせていたのでしょうか。おそらく、いろいろなフォローが必要だったかと思うのですが、相談の結果このように判断のところまで行き着いたということでしょうか。

説明員 例えば、通級指導教室と判断が出ました2年生ですが、就学前から相談を進めており、保護者の意向もありまして、通常学級に在籍しながら相談を進めておりました。その中で、学校とも相談を進めるとともに、保護者の方も支援室に相談においていただいております。本児童の保護者の願いとしましては、読むこととか、文字を言葉として捉えることが苦手だという相談等もありましたので、今回その相談を進める中で、この判断をさせていただいたということで行います。

それ以外の児童につきましても、これまで相談を進めておりまして、例えば、6年生の自閉症、情緒障害特別支援学級と判断が出た児童につきましては、今年度、遅刻が多かったり、欠席等が多かったり、運動会にも出られなかったりということで、一斉指導の中で行動することが難しいということ、座っていることが難しいという状況もあり、また保護者が少人数の場を望んでおり、相談を進めておりまして、今回の判断結果となりました。

村田悦一教育長職務代理者 特別な教育措置2、通級による指導で、他障がいと判断された

児童がおりますが、学年を教えていただきたいのと、発達相談をすることが望ましいとなっているのですが、具体的には今後、どのような教育的支援を想定されているのか教えていただければと思います。

説明員 この児童は、1年生でございます。就学前からことばの相談を進めておりまして、相談を進める中で、発達についても心配があるということで、学校でもそのような状況が見られまして、行動観察もさせていただきました。既に、教育支援室で発達の相談も開始しております。ただ、検査はまだ実施しておりませんので、この児童の困り感がどこにあるのかは、今後相談を進め、検査をする中で判断をしていくということになりますので、保護者と継続して相談を進めることになっております。

小澤尚久委員 今後ですが、年度途中でもそれぞれの学級で支援を受けたりすることが可能なのか、それとも年度が変わるところになるのか、教えてください。

説明員 例えば、通常の学級から特別支援学級への教育形態の変更という場合には、保護者との相談も丁寧に進めることと、本人の行動観察等を通して、困り感をしっかりと見て判断していかなければいけないと思います。ですので、すぐに教育形態の変更ということにはならないと思われまます。例えば、通常の学級にいる児童がおりましたら、保護者の相談、了解を得ながら特別支援学級と交流をしながら進めていくなど、保護者にもその様子を見ていただきながら、相談をし、検査も行いながら、子どもたちにとって一番力を発揮できる場所がどこかということを考えながら進めていくことになります。ただ、年度の途中で教育形態を変更する場合もございます。

村田悦一教育長職務代理者 就学予定児の判断についてですが、連携教育ということで、幼保小の連携、これは特に大事なところで、この時点で就学予定児の判断が出るのは、早い気もするのですが、令和元年度の就学時検診等を受けて、もう始まっていると思うのですが、その辺りの今年度の様子が情報としてあれば、就学予定児は何人ぐらいで、例年と比べてどうなのかということが分かれば、教えていただきたいと思います。

説明員 予定児につきましては、全体としては把握できておりませんが、今、相談にかかっている、行動観察等もお願いをする予定の幼児が60人ほどいます。その中で、今後、各幼稚園、保育園に行動観察等に行かせていただきながら、こちらで相談にかかっている保護者等につきましては相談を進めながら、今後学校での見学等をさせていただいて、相談を進めていくことになっております。なお、昨年度は100人を少し超えるぐらい人数で就学相談を進めておりました。

第21号報告 令和元年草加市議会6月定例会に係る報告について

高木宏幸教育長 次に、本日追加提出いたしました、第21号報告について、総務企画課長より説明させます。

説明員 令和元年草加市議会6月定例会に係る報告についてご説明申し上げます。こちらにつきましては令和元年6月6日に開会されました市議会6月定例会における上程議案、報告などの件数等を報告するものでございます。

令和元年市議会6月定例会につきましては、会期は6月6日から20日までの15日間開かれました。市長提出議案は13件、議員提出議案は3件。このうち、教育委員会に係る議案は1件でございました。この1件につきましては、川柳中学校B-2棟大規模改造工事請負契約の締結についてでございます。議案につきましては全てが原案どおりに可決、合意されております。議案質疑でございますが、3人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会に係るものは、日本共産党の石田議員一人でございました。

次に、一般質問でございますが、18人の議員から通告がございました。このうち、教育委員会関連は8人の議員から質問がございました。その項目についてご説明申し上げます。

初めに、1人目の立憲・無所属の矢部議員からは、小中学校の暑さ、日差し対策についての質問が行われております。

2人目の公明党の広田議員からは、小学生のスポーツの取組についてと、教職員の働き方改革についての質問が行われております。

3人目の同じく公明党の飯塚議員からは、登下校時における安全対策についてと、児童虐待に関わる事柄についての質問が行われております。

4人目の立憲・無所属の菊地議員からは、不登校問題についての質問が行われております。

5人目のそうか市民の吉岡議員からは、奥日光自然の家についてと、スクールゾーンについての質問が行われております。

6人目の同じく、そうか市民の田中議員からは、生涯学習に関することについての質問が行われております。

7人目の日本共産党の藤家議員からは、教職員の体制についての質問が行われております。

最後に、8人目のそうか市民の佐藤利器議員からは、部活動についての質問が行われております。

説明は以上でございます。

その他の報告

高木宏幸教育長 それでは、その他の報告がありましたらお願いいたします。

教育総務部長 ございません。

高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について事務局からお願いいたします。

教育総務部長 次回の日程でございますが、第7回定例会につきましては、7月25日木曜日、時間は午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

閉会の宣言

高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午前9時50分 閉会